

小規模事業者必見！

マイナンバーガイドラインのかんどころ
～入社から退職まで～



令和3年9月版
個人情報保護委員会事務局

社員のマイナンバーはこちら

入 社

源泉徴収票などの作成

退 職

社員以外のマイナンバーはこちら

支払調書の作成



社員の入社から退職まで

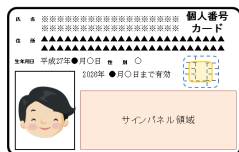
税理士や大家・地主の
マイナンバーも使います



入 社

マイナンバーが記載された書類

新入社員



本人確認

会社



マイナンバーは
大切に保管しま
しょう。



保管



マイナンバーカードなら、これだけで本人確認ができます。

住民票の写しで本人確認する場合は、「住民票の写し（マイナンバー入
り）」＋「写真付身分証明書」（例：運転免許証、写真付き学生証・社員
証）などで確認しましょう。



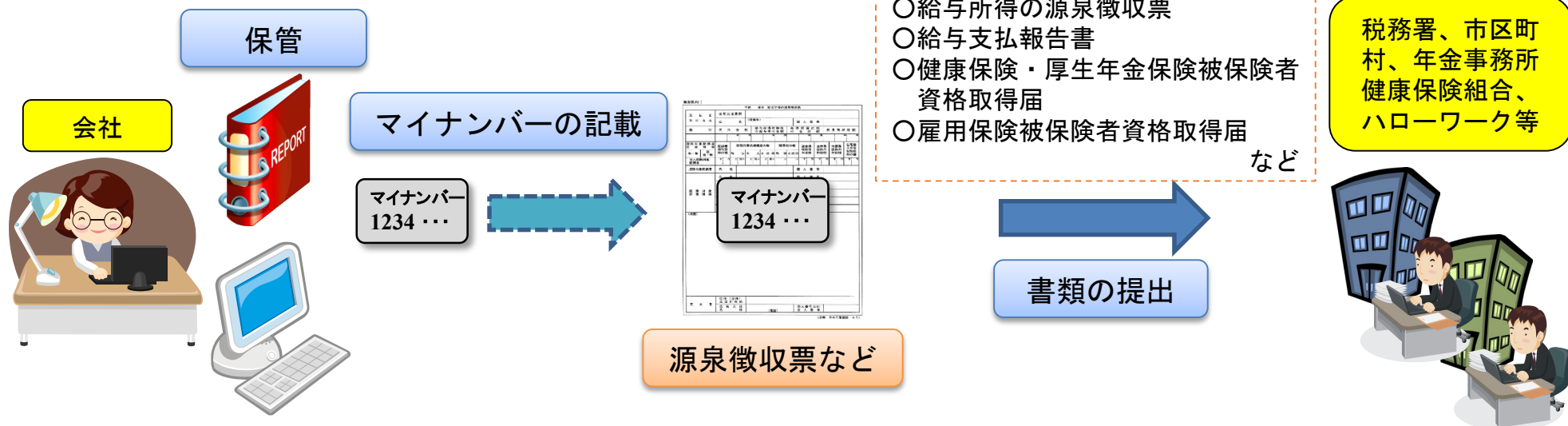
○社員からマイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書など）を取得しましょう。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することをお知らせ！

○社員からマイナンバーを取得したら、マイナンバーカードなどで本人確認を行いましょう。

○マイナンバーが記載されている書類は、カギのかかるところに大切に保管しましょう。

○マイナンバーが保存されているパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウィルス対策ソフトを入れておきましょう。

源泉徴収票などの作成



大切に保管していたマイナンバーを行政手続書類に記載します。

○マイナンバーを扱う人を決めておきましょう。

○マイナンバーの記載や書類を提出したら、業務日誌などに記録するようにしましょう。

○源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記載されている書類を外部の人に見られたり、机の上に出っぱなしにしたりしないようにしましょう。

退職

マイナンバーが記載された書類

退職する人



マイナンバー
4321 ...

本人確認

会社



保管

マイナンバーの記載

マイナンバー
4321 ...

- 【マイナンバーを記載する書類例】
- 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
 - 雇用保険被保険者資格喪失届

など

書類の提出

税務署、市区町村、年金事務所
健康保険組合、ハローワーク等



源泉徴収票など

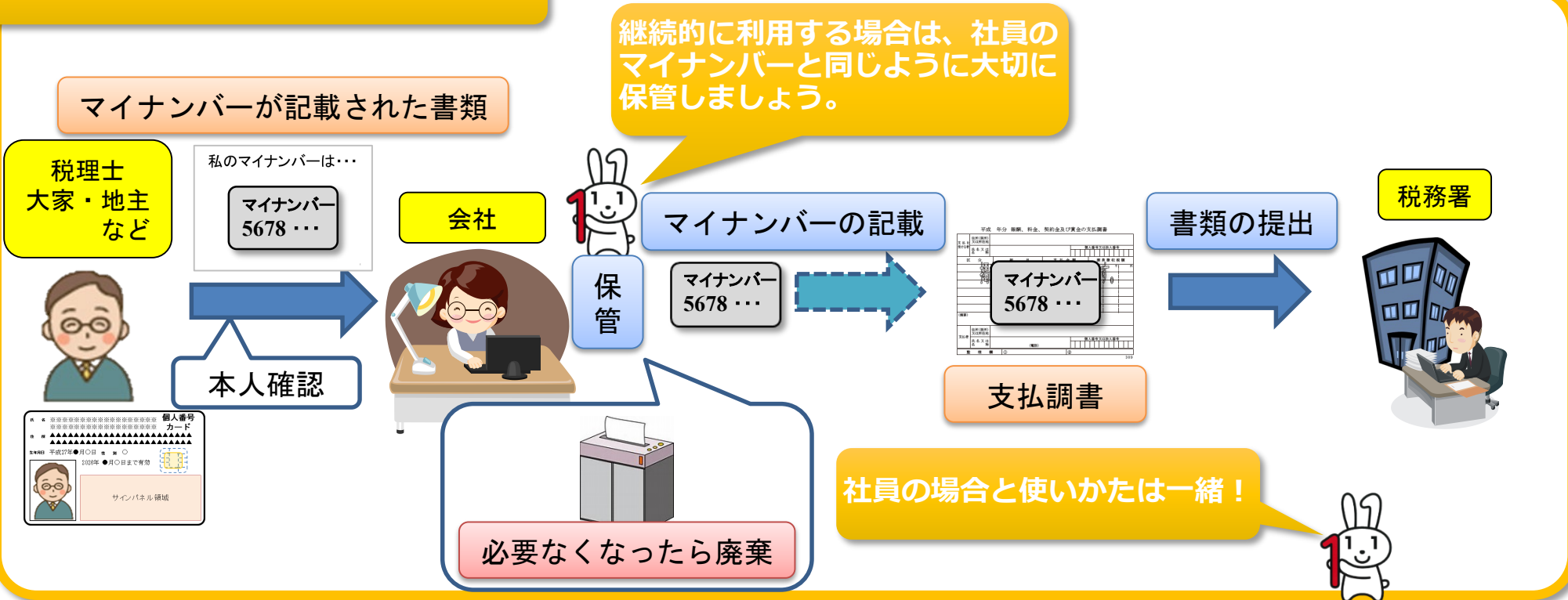
必要なくなったら廃棄

復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーなどで廃棄しましょう。



- 退職所得の受給に関する申告書など、退職する人からもらう書類にマイナンバーが含まれています。
- 退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認することで対応可能！
- 保存期間が過ぎたものなど、必要がなくなったマイナンバーは廃棄しましょう。マイナンバーを書いた書類は、そのままゴミ箱に捨ててはいけません。

支払調書の作成



○税理士や大家・地主などからマイナンバーを取得しましょう。取得の際は、「支払調書作成事務」等で利用することをお知らせ！本人確認も忘れずに！

○気をつけることは、社員のマイナンバーと同じです。

- ・カギのかかるところに大切に保管、最新のウィルス対策ソフトの導入
- ・マイナンバーを使う人の特定、業務日誌などへの記録、机の上に出しっぱなしにしない
- ・必要がなくなったマイナンバーは廃棄